

告示

埼玉県選管告示第五十八号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

選挙区	制限額
第一区	二五、八五一、一〇〇円
第二区	二六、〇六二、八〇〇円
第三区	二五、九一一、七〇〇円
第四区	二四、七六五、四〇〇円
第五区	二四、八五〇、一〇〇円
第六区	二五、七二九、九〇〇円
第七区	二五、六〇九、七〇〇円
第八区	二四、五六五、七〇〇円
第九区	二五、二七〇、五〇〇円
第十区	二四、〇八四、四〇〇円
第十一区	二四、五〇七、七〇〇円
第十二区	二四、七五九、四〇〇円
第十三区	二五、一五五、七〇〇円
第十四区	二五、六九九、五〇〇円
第十五区	二五、三二〇、六〇〇円